

26年8月1日

No.113



発行

練馬西青色申告会

ねりま西

青色だより

〒178-0063 東京都練馬区東大泉4-16-3 電話 5387-6211 FAX 5387-6222



第二十四回定期総会を終えて

会長 青木 泉

安心と信頼の実績 記帳指導の青色申告会

この表題通り練馬西青色申告会は日夜活動をしています。

では会員の皆様が青色申告会の業務をどれだけ存知なのかを少しでも確認をしてみたいと思います。はじめは青色申告の様々なことの確認です。続いていろいろな会員へのサービス事業を確認してみます。サービスが多すぎて今会報での確認では済みそうにありませんから次回の会報も読んでください。

青色申告会の会員は東京全域に一万三千人の会員を擁する大組織です。家族従業員を含めると五十万人をはるかに超える組織に膨れあがっています。

会員の皆様が安心して事業を遂行するにはただ働けば良いだけではないことは皆様ご承知のことです。国民の義務として納税があります。事業を営む人は誰もが毎年決算をし確定申告をしなければならぬことはご存知の通りです。青色申告制度を利用している人も制度を利用していない人も事業を営んでいれば毎年決算をし確定申告をしなければならぬと云う事です。

事業を営みながら青色申告制度を利用せずに申告をする事を白色申告と言います。記帳帳簿の保存義務が無いので一見では気が楽に思い勝ちですが結局は申告をしなければならぬ事は青色申告と同じです。白色申告は税務署への届けが必要無いが青色申告

告はあります。青色申告に特別控除があるが白色申告にはありません。家族従業員への報酬にも大きな差があります。白色申告での支払いは上限があつて、青色申告には上限がありません。事業で赤字が出た時、白色申告では赤字処理が出来ませんが青色申告をすれば赤字処理も出来れば減価償却の特例も受けられます。今までは白色申告をしている人は経費をおおまかに計算して申告できて帳簿がどこかにいってしまつてもさしたる問題はありませんでした。ところが平成二十六年月以降はすべての白色申告者に記帳と帳簿保存が義務化されました。

どうせそうなら青色申告に切り替える方が得だと考える人は税務署に「所得税の青色申告承認申請書」家族を専従者にするなら同時に「青色申告専従者給与に関する届出書」を提出すれば良いだけの事なのです。青色申告制度を利用したならさまざまな特典を受けなければもったいない話です。から、青色申告会が十分なサポートをさせていたいて節税にご協力を

続けるは次回
会報でいたし
ます。



会長挨拶風景

会勢拡大功勞表彰

平成二十五年度の会勢拡大運動において、当初の目的を達成され、会員を増強された支部に記念品が贈呈されました。

税理士支部

(加藤 義信 支部長)

柔道接骨師会支部

(羽賀 義比古 支部長)



表彰された税理士支部と柔道接骨師会支部

会員5000名増強キャンペーン

紹介して下さい!!

お知り合いに次の方がいらしたらご紹介下さい。

二大特典

- ①入会者には入会金無料
- ②紹介者には記念品5,000円

・入会申込書を事務局へお持ち頂いた場合。詳しくは事務局まで。

- 青色申告の方
- 白色申告の方
- 事業経営の方
- 自由業の方
- アパート経営の方
- 新規開業されたばかりの方

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
上記の方で青色申告会にまだ入会されていない方をご紹介下さい。

期間：平成26年4月1日～27年3月31日まで

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆